

運賃料金協議会の結果について(報告)

1 開催日時

2026年6月16日(火)午前9時30分から

2 構成員

- 第1号委員 日高委員(東浦町地域公共交通会議の会長)
第2号委員 近藤委員(当該一般乗合旅客自動車運送事業者)
第3号委員 原田委員(愛知運輸支局長またはその指名する者)
第4号委員 原田委員(住民または利用者の代表)
- ※会長は、東浦町地域公共交通会議の会長をもって充てる。

3 協議内容

町運行バス「う・ら・ら」及び知多バス東ヶ丘団地線の運賃改定案について(裏面参照)

4 住民等への意見徴収結果 (2026年5月15日～2026年6月5日)

意見提出 8件

主な意見

- ・運賃改定について理解する。(2件)
- ・物価高騰であるからこそ、運賃は据え置きとして欲しい。(3件)
- ・一部変更して欲しい。(3件)

5 協議結果

委員全員了承

6 適用期間

2026年10月1日

1 東浦町運行バス「う・ら・ら」運賃改定（案）

1 適用する路線

東浦町運行バス「う・ら・ら」5路線

2 設定する運賃(料金)の種類、額及び適用方法

(1)運賃の種類及び額

①普通旅客運賃

1乗車 大人 200 円、小中学生 100 円

※未就学児は無料とする。

②回数券

11 枚綴り 1,000 円(1枚 100 円)

※知多バス東ヶ丘団地線、大府線、決められたタクシー事業者においても使用可能とする。

③定期券

ア 大人 1 か月 4,000 円 2 か月 7,600 円 3 か月 10,800 円

イ 高齢者(75 歳以上)及び運転免許自主返納者

1 ヶ月 2,000 円 2 ヶ月 3,800 円 3 ヶ月 5,400 円

ウ 中学生 1 か月 1,000 円 2 か月 1,900 円 3 か月 2,700 円

エ 小学生 1 か月 500 円 2 か月 950 円 3 か月 1,350 円

※「う・ら・ら」のみ使用可能。

④1日乗車券

1日 300 円

※「う・ら・ら」のみ使用可能。

(2)運賃の割引

①乗継割引

乗車当日に「う・ら・ら」他系統に乗り継ぐ場合、1乗車に限り無料

②キャッシュレス割引

1乗車 大人 150 円

③障がい者割引

無料

(3)適用方法

①普通旅客運賃

普通旅客運賃は、旅客が片道1回乗車する場合に適用する。

②回数券

回数券は、旅客が多回数乗車する場合に適用する。

③定期券

ア 定期券は、旅客が不定回数乗車する場合に適用する。

イ 定期券は、その有効期間中乗車回数を制限しない。

④割引等

ア 乗継割引

- ・旅客は降車時に乗務員に対し他系統に乗り継ぐ旨申し出ること、「乗継券」の発行を受けられることができる。
 - ・旅客は有効な「乗継券」1枚につき1回に限り、「う・ら・ら」に無料で乗車できる。
 - ・「乗継券」は発行当日限り有効とする。
- また、「乗継券」は、発行された系統と同じ系統では使用できない。

イ キャッシュレス割引

交通系 IC カード決済を利用の場合は、大人運賃 200 円から 50 円を割り引き、1乗車 150 円とする。(割引率 25%)なお、小中学生には適用しない。

※交通系 IC カードから 150 円を全額引き去る場合による。

ウ 障がい者割引

以下のものは、無料(10 割引)とする。

- ・身体障害者手帳所持者、1・2級の身体障害者手帳所持者の付添者1名
- ・療育手帳所持者、A判定・B判定の療育手帳所持者の付添者1名
- ・精神障害者保健福祉手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者の付添者1名

※障がい者割引は、障がい者手帳の提示又は東浦町が発行する証明書を提示した場合に適用する。

(4)適用期間

2026年10月1日より

2 知多バス東ヶ丘団地線の運賃改定（案）

1 適用する路線

知多乗合(株)東ヶ丘団地線

2 設定する運賃(料金)の種類、額及び適用方法

(1)運賃の種類及び額

普通旅客運賃

1乗車 大人 200 円、小中学生 100 円

(2)割引等

①IC カード割引 1乗車大人 150 円

②障がい者割引

以下のものは、無料(10 割引)とする。

ア 身体障害者手帳所持者、1・2級の身体障害者手帳所持者の付添者1名

イ 療育手帳所持者、A判定・B判定の療育手帳所持者の付添者1名

ウ 精神障害者保健福祉手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者の付添者1名

※障がい者割引は、障がい者手帳(の提示又は東浦町が発行する証明書)を提示した場合に適用する。

(3)適用方法

①普通旅客運賃は、旅客が片道1回乗車する場合に適用する。

②旅客が券面に普通旅客運賃と同額の金額が記載された知多乗合(株)が発行する回数券あるいは東浦町運行バス「う・ら・ら」の回数券を使用した場合、当該旅客は普通旅客運賃を支払ったものとみなす。

③交通系 IC カード利用の場合は、大人運賃 200 円から 50 円を割り引き、1乗車 150 円とする。(割引率 25%)なお、小中学生には適用しない。

※交通系 IC カードから 150 円を全額引き去る場合による。

④上記のほか、普通旅客運賃に割引は適用しない。

(4)その他

上記以外の運賃・料金及びその適用方法は、知多乗合(株)が国土交通省より認可を受けたものを適用する。

(5)適用期間

2026 年 10 月1日より